政府調達に関する協定に係る一般競争入札実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、茨城県が発注する建設工事のうち、政府調達に関する協定が適用される調達において実施する一般競争入札に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（競争参加資格）

第２条　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６第１項の「入札に参加する者に必要な資格」として次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づく一般競争入札参加資格の認定を受けていること。

(3)対象工事の業種に係る建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が一定数値以上であること。（個別の工事に応じて明示する。）

(4) 対象工事と同種の工事について一定期間以内に元請として施工実績があること。（個別の工事に応じて同種工事の内容、規模等をできるだけ詳細に明示する。）

(5) 対象工事に配置を予定する主任技術者又は監理技術者が適正であること。（個別の工事に応じて技術者の資格及び工事経験等を明示する。）

(6) 対象工事が特に高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査型」という。）である場合は、施工計画が適正であること。（個別の工事に応じて施工計画の内容等を明示する。）

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

(8) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10)対象工事の業種について、特定建設業の許可を受けていること。

(11)対象工事の業種について、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

（資格要件の決定）

第３条　建設工事の執行に関する事務を分掌する課の長（以下「工事担当課長」という。）は、一般競争入札参加資格要件決定伺い（様式第１号）により入札委員会（以下「委員会」という。）に諮り、個別の工事に応じた資格要件を決定するものとする。

（入札の公告）

第４条　公告は、１の標準公告例に準じた公告を県報に登載するとともに、茨城県公共事業情報センター、工事担当課及び工事担当事務所並びにインターネットにおいて掲示する方法により行うものとする。

なお、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

①　工事名及び数量

②　競争参加資格確認申請書（入札説明書別記様式第１号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（入札説明書別記様式第２号。以下「資料」という。）の提出期限

③　入札執行の日時

④　第５条の入札説明書を入手するための照会窓口

（入札説明書の交付）

第５条　入札説明書は、２の標準入札説明書例により作成するものとし、公告の写し、設計図書を含めるものとする。

２　入札説明書は、公告と同時に茨城県公共事業情報センターに備え置き閲覧に供するとともに、インターネットにおいて掲示する方法により行うものとする。

３　入札説明書の交付期間、交付場所、交付方法を公告において明らかにするものとする。

（申請書及び資料の提出）

第６条　一般競争入札に参加を希望する者は、申請書及び資料を次により提出しなければならない。

(1) 提出期限は、前条の公告の日から１０日（対象工事が施工計画審査型である場合は、２０日）以上の所定の期日とする。

(2) 提出場所は、所定の場所とする。

(3) 申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送若しくは電子メール（いばらき電子申請・届出システム等の県が使用するシステムを含む。以下同じ。）により行うものとする。

(4) 前３号に掲げる事項は、公告において明らかにするものとする。

(5) 第１号から第３号までに掲げる事項及び次に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

①　申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。

②　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

③　提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。

④　提出された申請書及び資料は返却しないこと。

⑤　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

⑥　申請書及び資料に関する問い合わせ先

（資料作成説明会及び資料のヒアリング）

第７条　工事担当課長は、対象工事が施工計画審査型である場合において、必要があると認めるときは、委員会に諮り、資料作成説明会及び資料のヒアリング（以下「資料説明会等」という。）を実施することができるものとする。

２　前項の資料説明会等を実施する場合は、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

（競争参加資格の確認）

第８条　工事担当課長は、一般競争参加資格決定伺い（様式第２号）により委員会に諮り、競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

２　確認は、入札に参加しようとする者が競争参加資格の確認の申請を行った日現在をもって行うものとする。

３　前項に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

（施工計画の審査）

第９条　工事担当課長は、施工計画審査型である場合においては、委員会に諮る前に、施工計画の適否について委員会に設ける技術審査部会に諮るものとする。

（確認結果の通知）

第１０条　工事担当課長は、資格の確認結果を競争参加資格確認通知書（様式第３号）により、申請書提出期限日から原則として８日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日を除く。）に通知するものとする。

２　前項に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

（競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第１１条　競争参加資格がないと認められた者は、前条の通知の日から７日以内に、資格がないと認めた理由について、工事担当課長に対して説明を求めることができる。

２　前項の説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとする。

３　工事担当課長は、説明を求められた日から原則として５日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

４　前各項に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

（仕様書等に対する質問）

第１２条　仕様書等に対する質問は、書面（様式自由）により行うものとし、質問書の提

出期限は、原則として入札説明書の交付を開始した日の翌日から、前条の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の翌日(現場説明会を開催した場合は、現場説明会の日の翌々日）までとする。

2　質問書は、工事担当課長へ持参又はファクシミリ若しくは電子メールにより送付することにより行うものとする。

3　質問に対する回答書は、茨城県公共事業情報センターにおいて、入札執行の前日まで閲覧に供するものとする。

4　前各項に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

（入札の執行）

第１３条　入札は、持参又は郵送若しくは電子メールにより行うものとし、郵送又は電子メールによる入札の場合は、開札日の前日を入札書の受領期限とする。

2　入札を執行する者は、入札の執行に先立ち、入札参加者に競争参加資格確認通知書の写しを提出させるものとする。

3　入札を執行する者は、入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は別に定める。）の提出を求めるものとする。

4　入札執行回数は、１回とする。

5　前各項に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

6　郵送又は電子メールによる入札の場合においては、入札を執行する者は開札の際に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

7　前項の職員は、立ち会いを証するため、立会人記録書（様式第４号）を作成しなければならない。

（入札の無効）

第１４条　競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

2　競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、確認の日から開札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

3　第１項に掲げる事項は、公告及び入札説明書において明らかにするとともに、前項に掲げる事項については、入札説明書において明らかにするものとする。

（入札参加者の公表等）

第１５条　工事担当課長は、競争入札参加資格確認通知書の交付者名及び内容は、公表しないものとする。

2　落札者が決定の後７２日以内に、３の標準公告例に準じた公告を県報に登載するものとする。

（一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加）

第１６条　第２条第２号に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も、第６条に掲げる申請書及び資料を提出することができるものとする。この場合、第２条第３号に掲げる経営事項評価点数は、一般競争入札参加資格の認定を受けるために提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている対象工事の業種に係る総合評定値とする。

２　前項の申請者について第８条で定める競争参加資格の確認を行う場合は、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受けることを条件とするものとする。

３　前各項に掲げる事項は、公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

（入札に至るまでの手続き）

第１７条　入札に至るまでの標準的な手続きは、一般競争入札のフロー図（別記１）のとおりとする。

（補則）

第１８条 対象工事の受注者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告及び入札説明書において提供するものとする。

２　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

３　公告及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、１の　標準公告例及び２の標準入札説明書例及び３の標準公告例によるものとする。

（電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続）

第１９条　県の使用に係る電子計算機と入札に参加し、又は参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札等の手続については、この要領の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

付　則

この要領は、平成８年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成１１年６月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成１４年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成１５年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、平成１６年５月７日から施行する。

付　則

この要領は、平成２６年７月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和４年１月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

付　則

この要領は，令和　８年 11 月１日から施行する。

（様式第１号）

一般競争入札参加資格要件決定伺い

年　　月　　日　　（　　部　　課）

会長	副　会　長			委　　員														

１　対象工事

（1）所管事務所

（2）工事名

（3）工事場所

（4）工事概要
（規模、構造、工法等を記載すること。）

（5）工　　期　　（約　　日間）

２　公　告　予　定　日　　年　　月　　日（　）

３　入　札　予　定　日　　年　　月　　日（　）
（郵送等による受領期限　　年　　月　　日（　））

４　発注形態　（単体又は経常建設共同企業体）

※　特定建設工事共同企業体で実施する場合には、(4)以外の５の資格要件は代表構成員について記載する。

５　資格要件

（1）茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている＿＿業種の経営事項評価点数が、＿＿＿＿点以上であること。

（2）＿＿＿＿＿＿＿＿の期間に＿（　　規模、性能、構造を記載　　）＿工事について元請として施工した実績があること。
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

（3）次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

①　（＿＿＿＿）の資格を有する等、＿＿＿工事について、建設業法第２６条に規定する者であること。

②　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③　＿（　　）＿の期間に、＿（　　）＿の発注した同種又は類似工事を元請の＿（　　）＿として施工した経験を有する者であること

（4）＿＿＿＿工事について、特定建設業の許可を受けていること。

注）　要件は、工事の規模や技術的難易度を考慮して適宜追加変更できるものとする。

（様式第２号）

一　般　競　争　参　加　資　格　決　定　伺　い

年　　月　　日　　（　　部　　課）

会長	副　会　長			委　　員														

１　工事名

２　工事場所

番号	商号又は名称	都道府県名又は市町村名	総合点数点以上	同種類似工事の施工実績	技術者資格　級業種	技術者の工事経験	その他の競争参加資格	番号	商号又は名称	都道府県名又は市町村名	総合点数点以上	同種類似工事の施工実績	技術者の工事経験	技術者資格　級業種	その他の競争参加資格
１								１９							
２								２０							
３								２１							
４								２２							
５								２３							
６								２４							
７								２５							
８								２６							
９								２７							
１０								２８							
１１								２９							
１２								３０							
１３								３１							
１４								３２							
１５								３３							
１６								３４							
１７								３５							
１８								３６							

（注）１　該当する各欄の資格要件に合致していれば○印 、合致していなければ×印を付すこと。
　　２　その他の競争参加資格の欄は、要領第２条（１）、（２）、（７）、（８）、（９）、（１０）及び（１１）に該当しない場合、「＿＿＿号×」と記入すること。

（様式第３号）

競争参加資格確認通知書

年　月　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

茨城県　　部　　課長

先に申請のあった
工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、　年　月　日までにその旨を記載した書面（様式は自由）を提出して下さい。

記

公　告　日	年　月　日
競争参加資格の有無	有　　無
	競争参加資格がないと認めた理由

注）１　入札参加者は、この通知書の写しを入札執行の際に（持参又は郵送若しくは電子メール）により提出することになります。

２　参加資格がないと認められた場合、その理由について説明を求める場合　　年　　月　　日までに　　部　　課長に書面を持参又は郵送若しくは電子メールにより送付して下さい。この場合、原則として５日以内に回答します。

１　標準公告例

入　札　公　告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この調達は、１９９４年４月１５日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

年　月　日

茨城県知事

１　担当部局

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県○○部○○課○○担当

電話：０２９ー○○○ー○○○○

Email:　**（所属やグループのアドレスを記載）**

２　入札対象工事

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 工事概要

（規模、構造、工法等を記載すること。）

(4) 工　期　　○○○日間

(5) 使用する主要資機材

(6) 建設工事の種類（業種区分）

３　競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 令第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成７年茨城県告示第４７３号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) （建設工事の種類）工事について、（　・　年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、＿＿＿点以上の者であること。

(4) （同種の工事の内容を詳細に）工事のうち、　年　月　日　から　年　月　日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員と

しての実績は、出資比率が２０パーセント以上の場合のものに限る。）

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない。

(ｱ)（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（(3)に掲げる建設工事の種類）について、建設業法第２６条に規定する者であること。

(ｲ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(ｳ) (4)の工事のうち、　年　月　日から　年　月　日の期間に竣工した工事を、元請の（主任（監理）技術者等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。

(ｴ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

(ｵ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）でないこと。

(ｶ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経営業務の管理責任者等）でないこと。

(ｷ)現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

(ｸ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

(6) 施工計画が、主要工種の施工方法及び工程並びに安全対策等について、適正であること。**（施工計画審査型の場合のみ）**

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

(8) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(10) ((3)に掲げる建設工事の種類) について、特定建設業の許可を受けていること。

(11) ((3)に掲げる建設工事の種類) について、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(12)特定建設工事共同企業体の場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

(ｱ) 別に公示する内容により、特定建設工事共同企業体として一般競争入札参加資格の認定を受けていること。

(ｲ) 全ての構成員が、(1)、(2)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)に掲げる事項を満たしていること。

(ｳ) いずれかの構成員が、(4)に掲げる事項を満たしていること。

(ｴ) 特定建設工事共同企業体が、(3)、(5)及び(6)に掲げる事項を満たしていること。

((6)は、施工計画審査型の場合のみ)

(ｵ) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。

4　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 期間　　○年○月○日から○年○月○日まで。

(2) 場所　　〒310-8555　茨城県水戸市○－○－○

電話　　○○○－○○○－○○○○

(3) 方法　　インターネット上においても下記のアドレスに公開する。

URL:

5　競争参加資格確認申請書（入札説明書別記様式第１号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（入札説明書別記様式第２号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料の提出期間及び場所

(1) 提出期間

○年○月○日（　）から○年○月○日（　）

いずれも○時から○時まで（ただし正午から１３時を除く。）

ただし、郵便又は電子メールによる提出の場合は、受領期限を○年○月○日とする。

(2) 場所

茨城県水戸市○ー○ー○

(3)電子メールアドレス **(所属やグループのアドレスを記載)**

6　入札手続き等

(1) 入札・開札の日時、場所及び方法

(ｱ) 日時

○年○月○日（　）　午前（午後）○時○分

ただし、郵便又は電子メールによる入札の場合は、入札書の受領期限を○年○月○日とする。

（郵便又は電子メールによる入札の場合は、入札書の受領期限を入札・開札の日の前日（前日が休日、祝日である場合は、直前の開庁日）とし、受領期限の日が公告の日から４０日以上で設定すること。（ただし、急を要する場合は１０日以上））

(ｲ) 場所

茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県庁入札室（茨城県庁行政棟１階）

(ｳ) 入札方法

直接持参又は郵便若しくは電子メールにより行うものとする。

(2) 予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 入札保証金

免除

(5) 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

郵便又は電子メールにより入札に参加する者は、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を（別に定める方法で）送付するものとする。

工事費内訳書の様式は、（別に定める様式を具体的に）とする。

提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 契約保証金

納付。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また､公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(7) 調査基準価格

設定する。

設定しない。

(7 の 2) 労務費ダンピング調査

対象

対象外

(8) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(9) 落札者の決定方法

(ｱ) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(ｲ) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(ｱ)によらずその者を落札者としない。

(10) 契約書の要否

要

7 議会の議決

本公告に係る契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項に規定する議会の議決を要する。なお、この場合においては、落札者となったものは本県と仮契約を締結することとし、仮契約の相手方が仮契約締結後県議会の議決までの間に競争参加資格要件を満たさなくなったとき又は県が茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当すると認めたとき、若しくは指名停止措置を行ったときは、県は仮契約を解除することができる。この場合、県は契約解除に伴う損害賠償の責めを一切負わない。

8 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

上記３（２）に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も上記５により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1)申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2)申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。((1)の提出期限日までの消印有効)

(3)申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4)資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5)申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県土木部監理課　建設業担当

電話　　０２９ー〇〇〇ー〇〇〇〇

電子メール　〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

９　建設資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

１０　その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

１に同じ

(3) 手続における交渉の有無

無

(4) 当該工事に関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

(5) 資料作成説明会を行う。**（実施する場合のみ）**

(6) 資料のヒアリングを行う。**（実施する場合のみ）**

(7) 現場説明会を行う。**（実施する場合のみ）**

(8)　労務費ダンピング調査の対象である場合、開札の結果、入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」（当該工事の直接工事費の官積算額に０．９７を乗じた額）を下回る額で入札した者は、契約締結までに理由書（別記様式第４号）を提出しなければならない。なお、理由書（別記様式第４号）の提出を行わない場合には、入札を無効とする場合がある。

１１　Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity：

(2) Subject matter of the contract:

(3) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents f
or the qualification:

(4) Time-limit for the submission of tenders :

(5) Contact point for tender documentation :

２　標準入札説明書例

入札説明書

茨城県の○○○○工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公告日　○年○月○日

２　担当部局

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県○○部○○課○○担当

電話　０２９ー○○○ー○○○○

Email　**（所属やグループのアドレスを記載）**

３　入札対象工事内容等

(1) 工事名　　○○○○建設工事

(2) 工事場所　　茨城県○○市○○町○ー○ー○

(3) 工事内容　　図面及び仕様書のとおり

(4) 工期　　○○○日間

(5) 使用する主要な資機材**（主要なものについて記載すること。）**

コンクリート　　○○立方メートル

鉄筋　　○○トン

アスファルト合材　　○○トン

(6) 建設工事の種類（業種区分）

４　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満足していること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項(平成７年茨城県告示第４７３号)に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(3) （建設工事の種類）工事について、（　・　年度）建設工事入札参加資格者名簿に登載された経営事項評価点数が、＿＿＿点以上の者であること。

(4) （同種工事の内容を詳細に）工事のうち、　年　月　日　から　年　月　日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が２０パーセント以上の場合のものに限る。）

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できる

こと。なお、本工事は建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない。

(ｱ)（代表的な資格の名称）の資格を有する等、（(3)に掲げる建設工事の種類）について、建設業法第２６条に規定する者であること。

(ｲ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

(ｳ) (4)の工事のうち、　年　月　日から　年　月　日の期間に竣工した工事を、元請の（主任（監理）技術者等、詳細に）として施工した経験を有する者であること。

(ｴ) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

(ｵ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）でないこと。

(ｶ) 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経営業務の管理責任者等）でないこと。

(ｷ)現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあっては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

(ｸ) 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

(6) 施工計画が、主要工種の施工方法及び工程並びに安全対策等について、適正であること。**（施工計画審査型の場合のみ）**

(7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

(8) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において

関連がある者でないこと。

(10)((3)に掲げる建設工事の種類)工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(11)((3)に掲げる建設工事の種類)について、契約締結日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第２７条の２３第１項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

(12)共同企業体の場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

(ｱ) 別に公示する内容により、特定建設工事共同企業体として一般競争入札参加資格の認定を受けていること。

(ｲ) 全ての構成員が(1)、(2)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)に掲げる事項を満たしていること。

(ｳ) いずれかの構成員が(4)に掲げる事項を満たしていること。

(ｴ) 特定建設工事共同企業体が(3)、(5)及び(6)に掲げる事項を満たしていること。

（(6)は、施工計画審査型の場合のみ。）

(ｵ) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。

5　設計業務等の受託者等

(1) ４(9)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・　○○○○株式会社

(2) ４(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

(ｱ) ○○○○株式会社の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

(ｲ) 建設業者の代表権を有する役員が○○○○株式会社の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6　競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料（以下「裏付資料」という。）各１部を次により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書、資料及び裏付資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(ｱ) 提出期限

○年○月○日（　）から○年○月○日（　）までの毎日（ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）

○○時から○○時まで（ただし、正午から１３時を除く。）

(ｲ) 提出場所

茨城県水戸市〇ー〇ー〇

〇〇〇〇〇〇〇

電子メールアドレス**（所属やグループのアドレスを記載）**

(ｳ) その他

申請書及び資料は（持参又は郵送）するものとする。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

(2) 申請書は、別記様式第１号により作成すること。

(3) 資料及び裏付資料は、次に従い作成すること。なお、(ｱ)の同種の工事の施工実績及び(ｲ)の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、競争参加資格要件として指定された期間中に引き渡しが済んでいるものについて記載すること。

４(5)(ｸ)に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

(ｱ) 同種の工事の施工実績

４(4)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式第２号に記載すること。

(ｲ) 配置予定の技術者の資格・経験

４(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験を別記様式第２号に記載すること。

(ｳ) その他の資格等

４(7)に掲げる会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされているか否か等について、別記様式第２号に記載すること。

(ｴ) 施工計画**（施工計画審査型の場合のみ）**

４(6)に掲げる資格があることを判断できる施工方法､仮設備計画等の技術的事項に対する所見を別記様式第３号に記載すること。

(ｵ) 裏付資料として、下記のものを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

・入札に参加しようとする者（特定建設共同企業体の場合は、その構成員）の施工実績が確認できる資料（ＣＯＲＩＮＳに登録された当該工事の登録内容証明書（竣工時のものに限る。以下「登録内容証明書」という。））等

・配置予定技術者の資格証等の写し

・配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）

・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料（登録内容証明書等）

・入札に参加しようとする者（特定建設共同企業体の場合は、その構成員）と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）

＊健康保険･厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第２７条の２７第１項及び第２７条の２９第１項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第２５号の１５））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあっては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第２７条の２５第１項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第２５号の１３））の写し

(4) 資料作成説明会**（資料作成説明会を実施する場合のみ）**

資料作成説明会を次の要領で行う。

(ｱ) 日時

○年○月○日（　）○○時から○○時

(ｲ) 場所

(ｳ) 参加申込方法

資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面（様式は自由）により申込先へ持参又は郵送若しくは電子メールにより申し込むものとする。

(ｴ) 申込先

２に同じ

(5) 資料のヒアリング**（資料のヒアリングを実施する場合のみ）**

資料のヒアリングを次の要領で行う。

(ｱ) 日時

○年○月○日（　）から○年○月○日（　）まで

(ｲ) 場所

(ｳ) その他

企業別のヒアリングの日時は追って通知する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料が提出された日現在をもって行うものとし、その結果は○年○月○日までに通知する。

(7) その他

(ｱ) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(ｲ) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用し

ない。

(ｳ) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(ｴ) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

(ｵ) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を開札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し､取下げ書をファクシミリにより提出したうえで､速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

7　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、２の担当部局の課長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、○年○月○日（　）午後○時までに、書面（様式は自由）を持参して提出することにより説明を求めることができる。

(2) 説明をもとめられたときは、２の担当部局の課長は、○年○月○日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8　現場説明会**（現場説明会を実施する場合のみ）**

現場説明会を次により実施する。

(1) 日　時　：　○年○月○日（　）○○時から

(2) 場　所　：　〒○○○―○○○○　茨城県○○市○○町○－○－○

茨城県○○○○事務所

(3) その他　：　図面及び仕様書を保持している者は持参すること。

9　設計図書に対する質問

(1) **（現場説明及び）**この入札説明書、図面、仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。注）：　**（　）は、現場説明会を行う場合のみ記載。**

(ｱ) 提出期間　：　○年○月○日から○年○月○日まで

(ｲ) 提出場所　：　２に同じ

(ｳ) そ の 他　：　書面は持参又はファクシミリ若しくは電子メールより提出するものとする。

持参する場合は、(ｱ)の提出期間のうち休日を除く日の午前○時から午後○時まで（ただし、正午から１３時を除く。）に提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面又は電子メールをもって行い、次のとおり閲覧に供する。

(ｱ) 期間　：　○年○月○日から○年○月○日までのうち休日を除く日の午前○時から午後○時まで。（ただし、正午から１３時を除く。）

(ｲ) 場所　：　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県公共事業情報センター（茨城県庁行政棟１階）

10　競争入札執行の日時及び場所等

(1) 日　時　：　○年○月○日（　）　午前（午後）○時○分から

（郵送又は電子メールによる入札書の受領期限は、年　月　日（　）時必着とする。（郵送の場合は書留郵便に限る。））

(2) 場　所　：　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県庁入札室（茨城県庁行政棟１階）

（郵送による場合は入札書の提出先）

(3)電子メールアドレス：**（所属やグループのアドレスを記載）**

11　予定価格

円（消費税及び地方消費税を含む。）

12　入札方法等

(1)　入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和４３年茨城県規則第６９号）様式第１号）

・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

・連絡担当者の名刺１枚

・競争参加資格確認通知書の写し

(2)入札書は、直接持参又は郵送するものとする。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

また、入札書余白に「くじ番号（任意の３桁の数字）」を記入して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は「０００」とみなす。

持参による入札書の提出に際しては、 入札執行日時に本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとする。

郵送による入札書の提出に際しては、封筒を任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記すること

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚、競争参加資格確認通知書の写しを入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担

当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。

電子メールによる入札書の提出に際しては、メール題名に入札書と記載するとともに、メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、(1)の書類を画像ファイル(tif、jpg、png)に変換し、パスワードを設定したうえで、メールに添付するものとする。パスワードの別のメールにて送付すること。（メールの受信可能容量は１０メガバイトとなっているので、注意すること。）

（入札書が到達しなければならない日は、公告の日から４０日未満とならない日で、入札・開札の日の前日（前日が休日の場合は、公告の日から４０日未満とならない直前の開庁日）を指定する。（ただし、急を要する場合は１０日未満とならない日））

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数は、１回とする。

13 入札保証金

免除する。

14 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

郵送又は電子メールにより入札に参加する者は、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を（別に定める方法で）送付するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は（別に定める様式を具体的に）とする。

(3) 工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

15 開札

開札は、10に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札

(ｱ) 入札について不正の行為があった場合
(ｲ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
(ｳ) 入札書が指定の入札日時までに到達しない場合
(ｴ) 入札書を２通以上提出した場合
(ｵ) 他の代理を兼ね又は二人以上の代理をした場合
(ｶ) 代理人が委任状を持参しない場合
(ｷ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者のうち、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止を受けた者のした入札

(4) 開札時点において４に掲げる競争参加資格のない者のした入札

17 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)にはよらず、その者を落札者としない。

(3)落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、入札書のくじ番号と、茨城県建設工事等電子入札システムにおける電子くじ判定の計算式を基に、落札者を決定する。なお、入札書提出日時は、郵送による場合は書留等の到着時点、電子メールによる場合はメール受信時点とする。入札書提出日時が同じ場合には、郵送による場合には書留等の引受時点、電子メールによる場合はメール受信時点を比較して早い者を、入札書が先に到達したものとみなす。

(4)書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

18　契約保証金

納付するものとする。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和２９年法律第１９５号）第３条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

19　調査基準価格

設定する。

設定しない。

19の2　労務費ダンピング調査

対象

対象外

20　手続における交渉の有無

無

21　契約書作成の要否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。

22　支払条件

(1) 前払金

保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金の４割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、２割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

23　火災保険付保の要否

否（要）

24　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無（有）

25　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、茨城県政府調達

苦情検討委員会（連絡先：茨城県会計事務局会計管理課　電話　０２９－３０１－４８２２）　に対して苦情申立てを行うことができる。

26　関連情報を入手するための窓口

２に同じ。

27　一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定したものに限る。）も、６により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入札参加資格の認定を受け、４の競争参加資格を満たしていなければならない。

この場合、４(3)の経営事項評価点数については、一般競争入札参加資格の認定を受けるために提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている対象工事の業種に係る総合評定値とする。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1)申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2)申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。((1)の提出期限日までの消印有効)

(3)申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4)資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5)申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県土木部監理課　建設業担当

電話　　０２９ー〇〇〇ー〇〇〇〇

電子メール　〇〇@pref.ibaraki.lg.jp

28　その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、建設業法及び茨城県財務規

則（平成５年茨城県規則第１５号）を遵守すること。

(3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(5) 落札決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。

なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、４(5)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。

(7) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止になった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。（特定建設工事共同企業体の場合）

(ｱ) 申請期限

○年○月○日（　）　○○時まで

(ｲ) 提出場所

(ｳ) 提出書類

①　特定建設工事共同企業体解散届

②　特定建設工事共同企業体協定書

③　入札参加資格地位承継認定申請書

④　６に掲げる書類

(8) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(9) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にした上で入札すること。

また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

(10)入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

URL：http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/koukokukyoutsuuhen/yo.html

(11)労務費ダンピング調査の対象である場合、開札の結果、入札金額内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」（当該工事の直接工事費の官積算額に０．９７を乗じた額）を下回る額で入札した者は、契約締結までに理由書（別記様式第４号）を提出しなければならない。なお、理由書（別記様式第４号）の提出を行わない場合には、入札を無効とする場合がある。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別記様式第１号）（その１）単体用

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

茨城県知事　　殿

（　　課扱い）

住　　所
商号又は名称
代表者氏名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（別記様式第２号）

２　施工計画を記載した書面（施工計画審査型の場合のみ）

３　競争参加資格の裏付資料

（注）　この申請書提出の際、競争参加資格確認通知書（様式第５号）に「共同企業体名称、代表構成員の商号又は名称及び代表者氏名並びに委任状の交付を受けた営業所長については営業所名並びに営業所長名」を記入したもの１部及び返信用封筒として、定型封筒（切手を貼り、表面に代表構成員の返信先の住所、名称等を記載したもの。）１部を提出願います。

本件責任者：氏名	連絡先
担　当　者：氏名	連絡先

（別記様式第１号）（その２）経常建設共同企業体用又は特定建設工事共同企業体用

競争参加資格確認申請書

年　月　日

茨城県知事　　殿

（　　課扱い）

名称　（経常又は特定）建設（工事）共同企業体

住　　所

代表構成員　商号又は名称

代表者氏名

住　　所

構成員　商号又は名称

代表者氏名

年　月　日付けで公告のありました
工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　競争参加資格確認資料（別記様式第２号）

２　施工計画を記載した書面（施工計画審査型の場合のみ）

３　競争参加資格の裏付資料

（注）　この申請書提出の際、競争参加資格確認通知書（様式第５号）に「共同企業体名称、代表構成員の商号又は名称及び代表者氏名並びに委任状の交付を受けた営業所長については営業所名並びに営業所長名」を記入したもの１部及び返信用封筒として、定型封筒（切手を貼り、表面に代表構成員の返信先の住所、名称等を記載したもの。）１部を提出願います。

（別記様式第２号）　（１／２面）

競争参加資格確認資料

入札希望　工事名　：
　　工事場所：

商号又は名称

<table>
<tr><td colspan="4">（１）対象工事に係る経営事項評価点数　　点</td></tr>
<tr><td colspan="4">（２）対象工事に係る年間平均完成工事高　　億円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">（３）
同種又は類似工事施工実績</td><td>工事名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>発注者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工　期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>受注形態</td><td colspan="2">単体・経常ＪＶ（出資比率）・特定ＪＶ（出資比率）</td></tr>
<tr><td>構造形式</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>規模･寸法</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用機材･数量</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他
特記事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（４）
県工事の施工実績</td><td>工事名</td><td></td><td>契約金額</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td></td><td>工期　年　月～　年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="8">（５）
技術者の資格・経験等</td><td colspan="3">現住所　　氏名　　年齢</td></tr>
<tr><td colspan="3">所属会社・勤務課所</td></tr>
<tr><td colspan="3">資格（名称・取得年・登録番号）</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業所技術者等であるか</td><td>（該当）　有・無</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営業務の管理責任者等であるか</td><td>（該当）　有・無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">工事経歴の概要</td><td>工事名</td><td>発注者名</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td>契約金額</td></tr>
<tr><td>工期　　年　月～　年　月</td><td>当時の役職</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">（６）　建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（７）　更生手続き開始の申立てがなされている者又は再生手続き開始の申立てがなされている者か（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く）</td><td>(該当)
有・無</td></tr>
<tr><td colspan="3">（８）　対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者か</td><td>(該当)
有・無</td></tr>
<tr><td colspan="3">（９）　対象工事に係る許可の種類</td><td>特・般</td></tr>
<tr><td colspan="3">(10)</td><td></td></tr>
</table>

この書類の記載責任者・連絡先

商　　号　：
氏名（ふりがな）：
所　　属　：
電 話 番 号　：
ＦＡＸ番　号　：
Ｅ－ｍａｉｌ　：

（別記様式第２号）（２／２面）

作成要領

１　１／２面（１）～（６）には、公告において明示された競争参加資格があることを示す必要最小限の事項について記載すること。（競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは空欄で可）

２　**入札公告に示された時期、方法により、次の(1)～(4)の書類（競争参加資格の裏付け資料）を提出**すること。ただし、**競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。**

(1) 施工実績の確認に要する書類

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に登録された当該工事の登録内容確認書（以下「登録内容確認書」と言う。）又は契約書（又はこれに準ずるもの）の写し

＊　登録内容確認書で工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書及び施工図面等の写しを添付すること。

＊　登録内容確認書は、竣工時のものに限る。（(2)において同じ。）

(2) 配置予定技術者の資格・施工経験の確認に要する書類

・資格認定証明書、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

・登録内容確認書

(3) 配置予定技術者との雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し等）

＊健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(4) 契約締結（予定）日から１年７月以内の審査基準日の経営事項審査を受審したことを証する書面（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの）。

３　１／２面の（３）同種又は類似工事施工実績、（４）県工事の施工実績には、公告において明示した期間内に竣工したものを記載すること。

４　１／２面（７）以下の右欄には該当するものに○印を付すること。

５　この確認資料は、共同企業体の場合、すべての構成員について作成すること。

（別記様式第３号）

施工計画

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿

項　　目	具 体 的 な 施 工 計 画
地形・地質条件、設計条件等に対する技術的所見	
仮設備計画	
本体工事施工計画	
安全対策	
環境対策	
機械設備計画	
その他	

（注）項目は、必要に応じ適宜修正して使用すること。

（入札説明書明示の際は、この項目は削除すること。）

（別記様式第４号）

令和　　年　　月　　日

○○　○○殿

住所
商号又は名称
代表者　氏名

理　由　書

工事番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工 事 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

3　標準公告例

落　札　者　等　の　公　告

次のとおり落札者等について公告する。

年　　月　　日

茨　城　県　知　事

1　工事内容

（1）　工事名

（2）　工事場所

（3）　工事内容

（規模、構造、工法等を記載する。）

（4）　工期

（5）　使用する主要な資機材

○○○○○　　○○立方メートル

○○○○○　　○○トン

○○○○○　　○○トン

2　契約を締結する担当部局

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県○○部○○課○○担当

3　落札者を決定した日

○○年○○月○○日

4　落札者の名称及び住所

名　称

住　所

5　落札金額

落札金額

6　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7　入札公告日

○○年○○月○○日

（様式第４号）

立会人記録書

年　　月　　日

課（所）長　殿

立会人　　所属名
職　名
氏　名

私は、下記の工事に係る入札の開札に当たり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第 16 号）　　第１６７条の８（第１６７条の１３において準用する場合を含む。）の規定に基づき、立ち会います。

記

日　時　　年　　月　　日（　）　　時

場　所

工事名

（別記１）
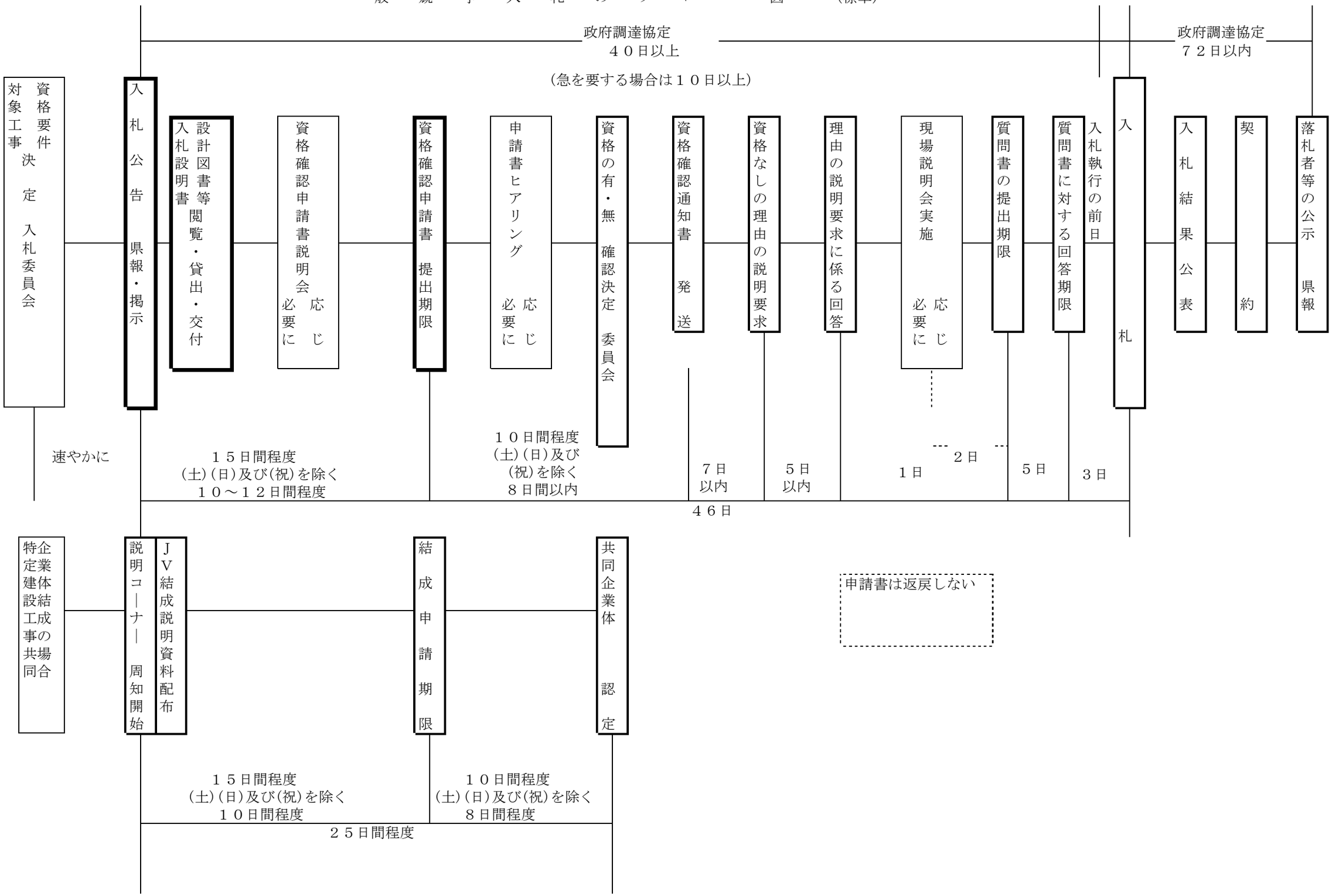
一　般　競　争　入　札　の　フ　ロ　ー　図　　（標準）